

## 徳島県介護職員キャリアアップ研修支援事業実施要領

### (趣旨)

第1条 この要領は、徳島県介護職員キャリアアップ研修支援費補助を実施するにあたり、徳島県地域医療介護総合確保基金事業費補助金(介護分)交付要綱(以下「交付要綱」という。)に定めるもののほか、必要な事項を定める。

### (目的)

第2条 介護事業者が、その従業者を資格取得等のための研修に参加させる際に負担する費用の一部を補助することにより、事業者自らが職員のキャリアアップに向けた環境整備に取り組むことを支援し、介護人材の確保及び定着並びに介護サービスの質の向上を図る。

### (補助対象事業者)

第2条 本事業の補助対象事業者(以下「事業者」という。)は、県内に所在する介護保険法(平成9年法律第123号)に定める介護サービス事業を運営する事業者とする。

### (補助対象事業)

第3条 補助対象事業は、規定等により資格取得費用の助成制度等を具備している事業者が、その制度等に基づき、介護職員初任者研修、介護福祉士実務者研修を介護職員に受講させ、その費用を事業者が全額負担する場合とする。ただし、補助対象事業に対し、ほかに補助や助成を受けている場合は、この補助金の交付の対象としないものとする。

2 補助申請年度内に開講し、終了する研修であり、受講料の支払いを同一年度内に行う場合を補助の対象とする。

### (補助対象経費)

第4条 本事業で対象とする受講費用は、研修指定事業者が「学則」において規定する受講料及びテキスト代とする。

### (補助額の算定方法)

第5条 事業者に対する補助額は、次の各号に掲げるところによる。ただし、千円未満の端数が生じる場合には、当該端数を切り捨てるものとする。

(1) 補助対象経費の2分の1に相当する額以内の額とする。

(2) 1事業所につき受講者5人までの申請を認めることとする。

### (交付申請に当たって必要と認められる書類)

第6条 交付要綱第5条第2項第5号に定める書類は、受講研修概要が確認できる書類とする。

### (実績報告に当たって必要と認められる書類)

第7条 交付要綱第10条第2項第5号に定める書類は、受講経費の領収書の写し、介護職員に支給した場合は支給明細書等の写し、受講料、テキスト代の内訳が分かる書類及び研修機関が発行する修了証明書の写しとする。

### (その他)

第8条 その他必要な事項は、知事が別に定める。

附 則

この要綱は、令和8年4月1日から施行する。